# パートタイム・有期雇用労働法で 正社員と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差は禁止されています

短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、 事業主は説明しなければなりません。



正社員と同じ仕事をしているのに… なぜ、正社員と同じ手当がもらえないの?

## その待遇の違い、説明できますか?

- 「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として 認められません。
- 待遇ごとの性質・目的に照らして、①職務内容、②転勤・異動範囲、 ③その他の事情から、具体的に理由を説明できることが必要です。

### 何をどう見直せばいいの?



基本給

賞与 (ボーナス) 各種手当 (精皆勤手当、 通勤手当など)

慶弔休暇

健康診断に伴う 勤務免除

病気休職

教育訓練

▼解説動画あり etc… **同場会**:**同** 

不合理な待遇差について、何も対策をしない場合、 裁判で違法と判断される可能性があります。



同一労働同一賃金

検索

「群馬働き方改革推進支援センター」が ▶ 裏 面 へ そんなお悩みをサポートします!



# 働き方改革推進支援センター 利用してみませんか?



#### 来所・電話相談

来所・電話によりご相談を承ります。 受付時間 平日9:00~17:00

#### 群馬働き方改革推進支援センター

TEL 0120-486-450



#### 企業等への訪問相談サービス

専門家が、会社又は事業主団体に対し、 訪問もしくはオンラインでコンサルティ ングや相談対応を行います(無料)。



#### 助成金の活用相談

キャリアアップ助成金や業務改善助成金 等の活用による、非正社員の待遇改善の 相談も承ります。

事業主団体が傘下の事業主の労働条件改 善に取り組んだ場合の助成金(働き方改 革推進支援助成金)もご案内できます。

#### 社会保険労務士などの専門家が 相談に対応し、支援します

- Step① 正社員と非正社員の間の待遇差の内容、 理由の確認
- Step② 待遇差が「不合理ではない」ことを 説明できるか確認、整理
- Step③ 待遇差の改善に向けた検討(状況に 応じて助成金の活用をご案内)
- ⇒労働者の納得性が高まり、生産性の向上に寄与

#### 以下の様な相談にも対応します

- ◎残業を減らしたい
- ◎建設業、自動車運転者、医師の時間外労働 の上限規制 (R6.4.1~) を知りたい
- ◎有給休暇の取得、管理方法を知りたい
- ◎テレワークを実施したい
- ◎人手不足に困っており、定着率を上げたい
- ◎最低賃金が毎年上がり、対応に困っている

### キャリアアップ助成金とは

非正社員のキャリアアップを促進するため、 「正社員化コース」や「賃金規定等改訂コース」 等の複数のコースがあり、各企業に合わせたコー スをご説明できます。

#### 例:「賃金規定等改定コース」

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改 定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成します。

#### <助成額(労働者1人あたり)>

賃金引上げ率 企業規模	3 %以上 5 %未満	5%以上
中小企業	5 万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

#### 業務改善助成金とは

中小企業が、生産性向上に資する設備投資等 (機械設備、コンサルティング導入、人材育 成・教育訓練)を行うとともに、事業場内最低 賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備 投資等に要した費用の一部を助成するものです。

助成対象となる措置の例

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務 の効率化
- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率 の向上
- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮